

総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年3月5日(水) 午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

副市長	平野 貴志 君	総務課長	越口 哲也 君
人事研修G長	小倉 正実 君	人事研修G主査	種子島 進矢 君
企画部長	中村 功 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
情報政策課長	宝満 淑朗 君	溝辺総合支所長	福重 博之 君
企画政策G長	永山 正一郎 君	電算情報推進G長	梶 敏行 君
溝辺地域振興G長	長丸 広美 君	企画政策G主査	村岡 新一 君
溝辺地域振興G主査	有村 昌明 君		
消防局長	塚田 修二 君	予防課長	吉村 茂樹 君
予防課主幹	兒玉 良一 君	危険物係長	高木 純一 君
建設部長	篠原 明博 君	土木課長	有馬 正樹 君
建築指導課長	川上 健朗 君	道路整備第2G長	別當 正浩 君
建築指導G長	松崎 浩司 君	建築指導課主査	後迫 豊 君
教育長	高田 肥文 君	教育部長	宗像 成昭 君
教育総務課長	久保 隆義 君	学校教育課長	山口 幸彦 君
保健体育課長	中馬 吉和 君	国分中央高校事務長	西田 正志 君
教育総務課長補佐	本村 成明 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	池田 猛 君	学校教育課指導主事	平國 弘明 君
学事G長	烏丸 充弘 君	指導事務G長	長濱 信博 君
給食保健体育G長	赤塚 孝平 君	国分中央高校管理G長	高田 正子 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	宮本 明彦 君	議員	植山 利博 君
----	---------	----	---------

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記	宮永 幸一 君
----	---------

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第4号 霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について

議案第7号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第11号 霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第31号 霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について

陳情第7号 場外舟券売場（仮称）「ミニボートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について

陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について

陳情第9号 場外舟券売場「ミニボートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で本委員会に付託されました議案7件及び継続審査となっております陳情3件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第3号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第3号、霧島市手数料条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（塚田修二君）

消防局におきましては、昼夜を問わず市民の安心安全確保のため、万全の体制で臨んでおります。今回の条例改正は、消費税増税に関するものであり、消防・建築にわたっておりますことから、予防課長並びに建設部から詳細に説明を致します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防局予防課長（吉村茂樹君）

議案第3号、霧島市手数料条例の一部改正の提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改めるため、及び建築確認申請等の審査に係る手数料を改めるため、本条例の改正をしようとするものであります。それでは、消防局関係分につきまして御説明いたします。霧島市手数料条例別表第1、第52項は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可申請の手数料でありまして、製造所及び一般取扱所の指定数量が200倍を超えるもの、特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大量が1,000KL以上、40万KL未満の7項目、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大量が1,000KL以上、30万KL未満の5項目を改正するもので、56項は製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査の手数料でありまして、溶接部検査に関して、最大貯蔵量が1万KL以上の特定屋外タンク貯蔵所のうち5項目を、57項は特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に係る手数料でありまして、特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大数量が5,000KL以上のうち6項目を改正しようとするものであります。以上が消防局関係分でございます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第3号、霧島市手数料条例の一部改正についての提案理由につきましては、先ほど消防局より説明があったとおりです。内容につきましては、建築指導課所管の建築確認申請等の審査に係る事務手数料を改正しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（川上健朗君）

別にお配りしている「建築確認申請等の審査に係る霧島市手数料条例の一部改正について」と題した資料を御覧ください。はじめに、1番の改正理由及び内容についてですが、先程部長からの説明にもありましたように、平成26年4月1日から施行される消費税率及び地方消費税率の改正による、建築確認申請等の審査事務に係る手数料の改正を行うものでございます。改正内容については、第60項、第63項、第75項、第76項、第80項及び第81項が対象となります。手数料改正に係る内訳のうち、通信運搬費や消耗品費に係る部分の経費の変更に伴い、7項目が改正対象となる予定でございます。また、消費税率及び地方消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、条文中「1.05を乗じて得た額を加えた額」を「消費税及び地方消費税額を加えた額」に改正する予定でございます。なお、今回の改正後の手数料の額は、鹿児島県、薩摩川内市、鹿屋市と同額であります。施行期日につきましては、平成26年4月1日としており、これも鹿児島県、薩摩川内市、鹿屋市の改正の施行期日と合わせております。以上でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

消防局のほうにお伺いいたします。そもそもこの手数料なんですけれども、この金額というのは全国統一とかではなくて、各地域ごとのものなんでしょうか。

○消防局予防課長（吉村茂樹君）

これは国が示した額でございますので、全国統一でございます。

○委員（前川原正人君）

まず、消防局のほうからなんですけど、今、平原委員のほうから質疑がありましたように国統一だということにまで至っておりますけれども、その中で上げ幅がプラス1,000円から1万円、2万円、あるいはゼロということで据置きの部分があるわけなんですけれども、これは国のほうの指針と言いますか、流れでこういうふうになったというのがありますけれども、その算定根拠等についてはどうだったのかですね。その辺の事情が分かれば、御説明いただきたいと思っております。

○消防局予防課長（吉村茂樹君）

今、委員から申されたとおり、根拠があるということは聞いております。算定基準もあるというふうに聞いておりますけれども、具体的にこうだということをちょっと今、持ち合わせておりません。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一点は建築指導課のほうにお聞きしますが、今回、事務手数料を引き上げるということで、実際、改正前の、分かりやすく言うと500㎡以内のもの、これが1件につき14万1,000円ということで、これを単純に消費税分の上がった分を1.03を掛けますと14万5,230円ということで、それよりも改正後は1,230円ほど安くはなっているんですけど、これも先ほどの消防局と同じようなことで、国からの指針ということもあると思うんですけど、その辺についてどうだったのかですね。実際、1.03を乗じた金額よりも下がってはいるんですけど、その辺はどうだったのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○建築指導課長（松崎浩司君）

今回の手数料の改正の中身につきましては、国のほうからそれぞれの手数料の、例えば人件費に係る部分、あるいは消耗品のなとこに係る部分、あるいは通信運搬費に係る部分、そういったも

のが出されております。その内容に従いまして、全体に1.08ということではなくて、人件費等については消費税分は掛かってきませんので、その他の通信運搬費であったりあるいは消耗品であったり、そういった部分が3%上がるということになりますので、一律3%になるということではございません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、これは消防局もそうですが、建築指導課もそうですが、大体その今回の手数料値上げによって、過去の実績、それは増減があったり社会情勢の変化があったり経済情勢だったりいろんな理由に伴って変動する部分ではありますけれども、大体過去のその実績等から見たときに、負担増ですのでどれくらいの手数料の増になっていくのかですね。その辺が大体シミュレーションと言いますか、過去の実績で見た場合しか言えないですけれども、どの程度になるのかお示しいただけますか。

○消防局予防課長（吉村茂樹君）

消防に関係分の危険物施設に対するこの条例の引上げですけれども、お話をさせていただいた中で特定屋外タンクという言葉を使わせていただきました。これは1,000KL以上のタンクでございまして、当霧島市内には現在該当するものがございません。今後、できればこういった額の手数料になるわけですけれども、要するに過去の実績がございませんので、比較ができないところでございます。

○建築指導課長（川上健朗君）

建築確認申請等の手続に関しまして、議員がお尋ねの件につきましてお答えいたします。今回、改正内容として挙げております項目なんですけど、その他の項目につきましても今回の改正を見据えた検証を行いました。その結果、この項目に出ていない部分につきましては、増税率を乗じたところ、現行の手数料額と変わらなかったもので、今回、この項目に限っての改正案となっているわけですが、この項目を見てみますと、先ほど消防のほうからの見解と同じように、こういった特異なケースということもありまして、今まで実績がなく、県とも協議した結果、今後もそういう需要のほうも見込まれないという推測もしているもので、その消費税率に上がる影響というのはないものということで推計しているところです。

○委員（前川原正人君）

御存じだと思うんですが、この消費税の増税分については、国のほうの見解というのは市町村の裁量に任せるということで、逆に言えば上げなくてもいいよという、そういう見解もあるわけですね。それは国の施策の下での今回の提案でしょうから、それに足並みをそろえるということも理解もできる部分もあるんですが、そういう消費税を転嫁しなくてもよいという部分で、手数料の案件がある・ないにかかわらず、市町村の判断で課税はしなくてもよろしいという前提の下で、今回、提案をされた背景があるわけですけれども、これは総務部がこういうことかということかになっているんですが、そういう議論というのはなかったのか、お聴きをしておきたいと思います。

○建築指導課長（川上健朗君）

今回は、基本的には増税率に影響がある分については、全て検証いたしました。その結果、先ほども答弁いたしましたが、変更になる部分については今回、上程しているこの項目ということでございます。あと、補足なんですけど、建築確認等の手続は、御承知のとおり全国共通した手続でございまして、私ども霧島市以外にこういう建築確認手続事務を取り扱っている機関としましては、鹿児島県、それからここに書いていますように薩摩川内市、鹿屋市等もありますので、県の御指導の下に、一応県内については様々、各地域に関係してくるということもあって、一応公平性の観点から県内だけは取りあえず統一しましょうかというような協議にもなった関係で、基本的には県の考えに沿って霧島市のほうも対応したいという考えのものでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時19分」

△ 議案第4号 霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（宗像成昭君）

議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について説明いたします。議案書の6ページをお開きください。この条例改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。この改正により、公立高等学校授業料無償化から高等学校等就学支援金制度に移行することになり、就学支援金は月額9,900円となっております。この制度は、平成26年4月以降の入学生が対象であり、在校生は旧制度が適用されます。詳細につきましては、国分中央高校事務長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書は6ページ、新旧対照表は13ページから14ページをお開きください。この条例改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、第2条において授業料を9,900円とし、第3条を第6条とし、第4条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第2条の次に3つの条を加えております。第3条で授業料算定の特例を、第4条で授業料の納付期限を規定し、平成22年3月31日以前の条例に戻しているところであり、公立高等学校授業料無償化から高等学校等就学支援金制度への移行を受けて、第5条において授業料の徴収猶予を規定しております。附則の経過措置で、在校生は旧制度が適用されことを規定しております。以上で議案第4号の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長のほうから在校生、課長のほうからもでしたけれども旧制度が適用をするということになりますが、大体これは今の次に2年生になる人たち、現在、高校一年生の人たちも卒業するまで旧制度の適用という理解でよろしいのかですね。お聴きをしておきたいと思います。

○教育部長（宗像成昭君）

現1年生・2年生は旧制度が適用されまして、授業料は徴収されません。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、その授業料の徴収をされないことは負担軽減に役立つという側面があるわけですが、要は実際されなくても、その分が例えば一般会計から授業料として面倒を見るとか、そういうことになるのかどうなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

その授業料の分につきましては、国のほうから授業料不徴収交付金ということで、交付金が出て

おります。

○委員（前川原正人君）

その授業料不徴収交付金というのは、大体一人当たり幾らに掛ける在校生数ということになりますが、大体幾らくらいを予定されているんでしょうかね。

○国分中央高校管理G長（高田正子君）

授業料不徴収交付金のほうは、生徒一人につき月額9,900円掛ける12月でございます。それに大体85%と言いましょか、その分が交付されます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、今85%というふうにおっしゃいましたが、その9,900円は下回ることにならないんですか。そうすると、その不足分をどこかで補填をするということになるわけですか。

○国分中央高校管理G長（高田正子君）

従来、授業料のその部分については減免をされていたという部分があったので、その分については一般財源のほうから充当しております。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一点は、旧条例、これは政権が代わって授業料不徴収ということで、一つの政策としてこれが実施をされた背景があるわけですが、旧条例のときには減免制度があったんですね。いわゆる経済的事情により困窮者の場合については条例で減免するということがあったんですが、その辺の対応策についてはどうなっていくわけですか。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

授業料を徴収される方につきましては、両親含めてなんですけれども年間で910万円以上という、市県民税が30万4,200円以上を超える世帯については授業料を徴収しますよということですので、ちょっと今までとは異なってきますので、それを下回るところについては支援金というのが支給されます。ですから、免除というようなものは発生しないというところでございます。低所得者には、授業料自体が今まで同様に発生しないような形です。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった収入が910万円以下の方たちは対象外になるということで理解をするわけですが、霧島市立で運営をしている高校というのは国分中央高校が1校のみということになりますけれども、この対象者というのが大体幾らくらいを、まだ入学式がないので何とも言えない部分があるんでしょうけれども、幾らくらいの生徒数ということで見ていらっしゃるのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○国分中央高校管理G長（高田正子君）

26年度の対象の方なんですけれども、平成24年度の就業構造基本調査により、鹿児島県の40・50歳代の世帯所得が900万円以上、占める割合が16.7%ということで、県立高校と同じ率で見込み、46人を見込みました。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時29分」

「再開 午前10時30分」

△ 議案第11号 霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（宗像成昭君）

議案第11号、霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について説明いたします。議案書の16ページをお開きください。この条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、霧島市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討、審議するとともに、学校における「いじめ事案」について、当該学校からの報告に基づき、霧島市教育委員会が調査を行う必要があると判断したときに調査を行うため、委員8人以内で組織する「霧島市いじめ問題対策委員会」を附属機関として設置しようとするものであります。詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（山口幸彦君）

御案内のとおり、昨年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月に施行されたことを受けて、国では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、10月に発表いたしました。鹿児島県でも、これを参酌して、今年1月に「鹿児島県いじめ防止基本方針（案）」を公表したところです。霧島市におきましても、これらを参酌し、「霧島市いじめ防止基本方針」を策定しているところであります。今回、条例で設置いたします「霧島市いじめ問題対策委員会」は、大きく2つの所掌事務がございます。一つ目は、霧島市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための審議に関することとあります。これは、霧島市におけるいじめ対策関連施策、教育委員会や学校の取組等について、専門的な立場から御助言をいただこうと考えております。二つ目は、学校におけるいじめ事案について、当該学校からの報告に基づき、教育委員会が調査を行う必要があると判断したときの調査に関することとしております。これは、重大事態が発生した場合、法及び市いじめ防止基本方針に基づき、調査を行うものであります。重大事態につきましては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされております。これらを踏まえた上で、教育委員会としても適切に判断してまいりたいと考えております。なお、委員会は8人以内で組織し、いじめの問題に関して学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者の中から委嘱することとしております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この条例を提案される際に、市民等から意見を求められていたようではございますけれども、市民等から意見があったのかどうか、お聴かせください。

○教育部長（宗像成昭君）

現在、霧島市いじめ防止基本方針（案）を、2月8日から3月7日までパブリックコメントを実施しております。まだ最終日は来ておりませんが、現在のところ4通ほど来ております。中身につきましては、命の尊さ・重さについての再教育を入れるべきとか、子供たちへの精神ケアとかいうのがあります。締切まで今週いっぱいありますので、もうしばらく待って意見を聴取することになります。

○委員（平原志保君）

パブリックコメントの募集を私も支所のほうで見たんですけれども、募集の仕方なんですけど、保護者などが意外に支所などへ行く機会がなかったりするので、こういうことを募集しているということも知らない方も多いのではないかなと思ったりもしました。知っていれば、もうちょっと4通

だけではなく、一般の方々の声が聞こえるのではと思うんですけども、7日なのでもうちょっと時間もないですが、もう少し市民の方の意見が入るようなことはないでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

ただいまの件でございますが、このパブリックコメントを募集するときに、まず学校にも全てお配りしてございまして、このパブリックコメントをこうやって取るということにつきまして、各学校から何らかの形でプリントを配布いただくか、あるいは週報等でお流しいただくということをお願いしてございまして、一応プリントのその原案であったりとか、週報等に流すその文面等をお願いしていたところでございました。

○委員（前川原正人君）

今回、議案第11号でいじめ問題の対策委員会ということで、これは国の法律の施行に基づいて各市町村で実施をするという背景があるわけですが、今回、教育委員会が調査を行う必要があると判断をしたときに調査を行うために、8人以内で組織をする対策委員会を設置するんだと。これは、あくまでも附属機関だということであってあるわけですが、この8人以内で組織することになるわけですけども、今度はその中にどういう人たちが入っていくのか、どういう人選を進めていくのか、一番いいのはそういう対策委員会がないという、イコールいじめがないということにもつながっていくと思うんですけども、万が一の場合を想定した場合の条例制定ということで理解をするわけですけども、この8人以内の組織をされることになったときに、その人選をどう進めていくのか、その辺の議論等についてはどういう議論がされてきたのかお示しいただけますか。

○指導事務G長（長濱信博君）

委員8名の人選、どのような方々にということで、まずお答えいたします。国のいじめ防止等のための基本方針というものがございまして、そちらのほうで例示されているものと致しまして、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家等ということで挙げられております。あくまでもこれは例示ということでございまして、その他、例えば学校に勤めたことがあるという経験があったりとか、あるいは警察官のOBであったりということも想定しているところであります。また、この弁護士、精神科医、その他のそういう専門的などところにつきましては、今、文科省のほうでそういう国レベルでそういう職能団体のほうに、そういう人材について積極的にこういう御紹介をいただけるようなということで進めておられているということで、その動きを見ながらこちらも進めていきたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

実際、いじめの問題がクローズアップされて、何か問題があったときに、この委員会がその附属機関として稼働をするということになっていると思うんですけども、今度はやはり出水市などを見たときに、各教育委員会で対応されるんですけども、今度は情報公開となったときに、なかなか難しい部分があると思うんですね。その加害者・被害者の人権も当然ちゃんと守っていかなければならないという部分があるわけですけども、その情報公開等についてはどういう対応をすることになっていくのかですね。その辺についてはどうなのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○指導事務G長（長濱信博君）

情報公開についての御質問であります。まず調査結果につきましては、そのいじめの被害者であるところの保護者等に御説明をするということ、それから市長のほうにその報告をするということになります。この情報の中には、例えばアンケートとかということもあるかと思いますが、ここにつきましては実際にアンケート等による調査等も十分想定されるところでございます。これは、文科省のほうから別途資料と致しまして、Q&Aみたいな形でこちらに届いているものによりまして、アンケート等についてはその後、十分配慮が必要なんです。公開をすること等についてどのような形で行っていくかということ、その相手方の保護者とも十分最初で打合せをした上で、御理解いただいた上でそのようなことをするというようなことで連絡がございまして、そのようなことを配慮しながら進めていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

今回の条例制定について否定をするものではないんですが、今回いじめのことがクローズアップされて、今回の法制定、それに伴う条例制定ということになると思うんですけども、今回の条例等のこの防止基本方針（案）を見てみますと、いじめの防止等のためということで、「等」が付いているんですね。広く位置付けられていることになっているわけですけども、この「いじめの防止等のための」というこの「等」の部分について、どういう部分を想定してこういう文言になったのか、お聴きをしておきたいと思います。

○指導事務G長（長濱信博君）

この「いじめの防止等」という文言につきましては、いじめ防止対策推進法の第1条の部分に説明がございまして、この防止等の中身というのは、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対象を言う」ということで規定されてございます。これに基づきまして、私どもも市の基本方針を策定しようとしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

いじめ防止等の基本方針の下で条例ができて、一つの方針ができて、それに対して対応していくということになっていくと思うんですけども、問題はその状況をどこまで把握するのか、把握できるのかというのが一番のネックというか、一番難しい部分だと思うんですね。そういうのを、例えば各学校長若しくは教員に対して逐次報告を求めるとか、そういうことになっていくのか。その把握の、この教育委員会の部局のほうが、どういう方法・どういうところまで把握をするのかというのは、なかなか杓子定規ではいかない部分があると思うんですが、その辺についてどうお考えなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○学校教育課長（山口幸彦君）

今回のこの方針等をする中において、これまで対応してきた自分たちの対応についても真摯に見直したところでございます。議員御指摘のとおり、具体的な事案が出てきたときに、例えば調査を、学校の調査そのものをどこまで求められるか。当然十分な聞き取りを、全ての関係者の聞き取りをしますが、それに必要に応じては直接に、教育委員会が関係の職員等や保護者等にやる場面も出てくるだろうとは想定しておりますが、基本的に最終的には学校の中で起こった事案で、落ち着いてまた元の状態で学校生活ができるようになるのが大きな目的でございますので、学校の中でできることを精いっぱい探せるということをやまず第一義にして、でもそれを余りにも学校に任せ過ぎて、学校自体が必要以上に大きなことになったりとか、よく言われる抱え込んだりすることがないようにというのは十分配慮した上で、この大きな流れが御案内のような流れでございますので、一つでも多く発見して、一人でも多く、また平常の学校生活に返すのを大きな目的としておりますので、そういう配慮をした上で、教育委員会のほうでも判断をしてみたいというふうに考えているところです。

○委員（平原志保君）

確認なんですけれども、今のその「いじめの防止等」のところの続き、同じような内容なんですけれども、これはいじめだけではなく、教師が生徒に対したり、児童に対する虐待などの場合なんかもこれが使えるということでよろしいのでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

今回この法令で、いじめの定義がなされております。それに沿った形での対応ということになりますので、「当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う」ということになっておりますので、その解釈ということになるかと思えます。

○副委員長（有村隆志君）

確認なんですけれども、このいじめ防止基本方針の中で、今回、霧島市いじめ問題対策委員会設置をするということで、教育委員会の下に置くということでしたので、今お話をお伺いすると、その学校学校でいろんな問題があったときに、できる範囲内をしようという考えで、これが

大きくこの弁護士の方とか福祉関係、学校関係の方ということで、地域のPTAの方を入れて、大きな中でのそういった今後のことを考えるということではないわけですね。そこら辺のちょっとイメージはどんな、要は学校の中を一つの単位としてものを考えて、今後に生かすとかそういう部分はどうなっているのか。そこら辺をお聴かせください。

○指導事務G長（長濱信博君）

学校におきましては、学校内でもいじめ防止に関する基本方針というものを今、作成させております。それから、その作成に当たりましては、地域の方々の御意見を可能な限り入れたりとか、あるいはその連携も含めて策定するようというところで指示をしているところでございます。それから、学校内にいじめ問題の対策等のための組織というものを置くようになっておまして、その組織の中で、まずはいじめ等が分かりましたら、そのことについて調べたりとか、対応について協議をしていくというような流れになります。ただ、その中で専門的な見地からのそういう助言とかあるいはそういうのが必要であるときには、専門家を派遣することができるような形で今、こちらのほうでも予算化をしているところでございます。

○委員（池田 守君）

委員会の会議は会長が招集するというようになっておりますけれども、これは教育委員会のほうから依頼して会長に招集していただくという流れになるのでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

この招集につきましては、附則の第2項にございますように、最初に開催する会議につきましては、こちらが招集する形になります。ただし、2回目以降につきましては、この会というのが二つの性格をお持ちであるということは、この所掌事務のところからお分かりかと思いますが、私たちのいじめの防止等のための調査研究、有効な対策の検討というのにつきましては、ある程度定期的に行われることも想定されます。2番目のこのいじめ事案、これは重大事態への対応ということを考えているんですが、そのときの招集というのは、本当にいつあるか分からない状況ということでございますので、それが起きたということが分かるためには、こちらがまずその報告を受けますので、委員長と協議をしながらという形で進めていくことになるかと想定しております。

○委員（池田 守君）

今言われたその所掌事務の中のいじめ防止等のための調査研究等というのが入っております。これは定期的にするようになるかということでしたけれども、年に何回ぐらい、その定期的な部分は開かれる予定ですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

現段階での想定計画でございますが、私どものいじめ関係に関する施策につきまして御説明あるいは対応等につきまして、実態等につきまして御説明をさせていただきまして、そこについての御助言あるいは新たな取組等についてのそういう御示唆を頂ければというぐあいに考えておりますので、現段階では年間一、二回程度ということを考えております。例えば次の年度、あるいはすぐに生かせるそういう施策あるいはそういうことにつきましては、すぐに生かしていこうというような構えで進めていきたいと考えております。

○委員（平原志保君）

確認なんですけれども、今回、この子供たちというのは、子供の定義ですけれども、高校生まで入れてよろしいでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

委員仰せのとおりですが、ここでは小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（ただし幼稚部を除く）という形で提議がなされているということでございます。

○委員（松元 深君）

霧島市いじめ問題対策委員会の設置についてあるわけですが、基本方針の中でいじめ問題対策連絡協議会の設置、それといじめ対策等の機関の設置と期間を設けられるわけですが、ここの関係に

ついてひとつ教えていただきたいと思います。

○指導事務G長（長濱信博君）

今お手元のいじめ防止基本方針（案）、霧島市の基本方針の7ページにそのことが書いてございます。一つ目が、「霧島市いじめ問題対策連絡協議会」ということで今、御指摘があったものでございますが、これは基本的に狙いと致しましては、そのいじめ防止等に関する関係機関の連携に係ることということになりますので、まずもってお互いがどのような、いじめ問題に対してどのようなこととお互い協力し合えるかというようなところについて、お互い連携を図る会であると考えております。二つ目の、7ページの第2項にございます「いじめ防止対策等のための機関の設置」というのがこの附属機関ということになりますが、これは実際に私どもの施策等についての助言だったりとか、そのようなことを頂いたりとか、重大事態が起きた場合の調査を行うということになっておりますので、そのような形ですみ分けをさせていただきます。

○委員（松元 深君）

いじめ対策等のための機関の設置、これと今のこの問題対策委員会とのかかなりの違いがあるのかなと思って今、質問したんですが、協議会の設置は当然、そしてまた学校等でもそのような組織が求められると思うんですが、今、問題対策のための機関の設置、この連絡協議会との連携を図りながらとあるんですが、この委員会設置と今のこの問題対策委員会との違いはどこにあるんでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

実は、この1番目のいじめ問題対策連絡協議会のほうは、主に連携を図ることが狙いで、2番目は実際に調査を行うというところが大きく違うと。今、設置しようとしている附属機関につきましては、そのような違いがございます。

○委員（松元 深君）

それは連絡協議会のほうは、連携を図ると言われたから分かるんですが、この中で連絡協議会との円滑な連携の下に、また機関の設置を7ページの2のほうであるんですが、この2番目とこの問題対策委員会の大きな違いはどうなんでしょうか、ということです。

○教育部長（宗像成昭君）

今、委員は基本方針の5ページを御覧になっていると思うんですけれども、この2番目に[「7ページ」と言う声あり]ちょっとページが違いました。第22条、「いじめの防止等の対策のための組織を置く」ですかね。それが結局、教育委員会が置くのはいじめ問題対策委員会ですよということなんです。

○委員（平原志保君）

委員の人数が決まっていますけれども、何か問題が複雑化したりしたときに、増員したい場合とかあるかと思うんですが、その人数とかは決まっていますか。何人までOKとか。

○指導事務G長（長濱信博君）

委員の人数につきましては今8名以内ということでございますが、今現在はその8名の中で、途中でちょっと臨時的に委員が出ることというのは想定をしているんですが、それはほかに教育委員会で定めるというところでまた規定しようと思っているところでございますが、そのようなことは想定をしているところでございます。

○委員（平原志保君）

あと、PTAからも入れる予定はございますか。

○指導事務G長（長濱信博君）

これが調査機関となる場合は、結局、当事者との関係について中立性をということになりますので、そのときのことを考えますと、若干難しいことが考えられるのかなということを感じているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時56分」

「再開 午前10時58分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで学校教育課長から発言の申出がありましたので、許可します。

○学校教育課長（山口幸彦君）

先ほどPTAのことについて質疑がありましたけれども、その当該学校の関係のあるPTAと狭義に判断して答弁しましたが、委員会の中に当然PTAの方も、学校のいじめ等については自分がされなくても一番身近で見られて経験されている方ですので、その方も含めて、関係のないというところですよ。当然当該PTAとかなんですが、PTAの方々も願う方向で、また検討していきたいと考えております。

△ 議案第31号 霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第31号、霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（宗像成昭君）

議案第31号、霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について説明いたします。議案書の24ページをお開きください。霧島市の学校給食に関し、食育の推進、地域の特色を生かした学校給食の実施等を図るため、委員15人で構成されます霧島市学校給食運営審議会を設置しております。今回の一部改正は、平成26年4月1日付けの組織改正に伴い、学校給食運営審議会に係る事務を担当する課を学校給食課とするものでございます。組織改正により、各施設間の情報の共有化や危機管理体制の強化を図り、学校給食施設における食のより安心・安全な体制を確立するものであります。説明は以上ですが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

学校給食課が設置されるということですが、事務所の位置はどこになる予定で考えておられるのでしょうか。

○保健体育課長（中馬吉和君）

4月1日から学校給食課を設置いたしますけれども、事務所の場所は隼人給食センター内に設置されることになります。

○委員（前川原正人君）

教育委員会の保健体育課で学校給食関係の所掌事務ということでされていたのを、今回新たに4月1日以降、学校給食課ということで新設になるわけですが、これは職員の配置というのはどういうふうになるわけですか。

○保健体育課長（中馬吉和君）

新たに課に配置します職員は、課長、グループ長、それとその他職員が2名、4名体制になります。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、新しい課ができることに伴って、以前の保健体育課のほうの人数はちゃんと担保した上でという理解でいいわけですか。

○保健体育課長（中馬吉和君）

現在、隼人の給食センターにはグループ長とそのほか職員が2名います。新たな課につきましては、課長が1名増員、そしてもう一名の職員につきましては現在、保健体育課の給食保健体育グループのほうで保健体育課の中の自校方式の給食関係の事務を行っておりますが、その職員を新たな課のほうに配置することになりますので、保健体育課のほうは1名減になります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時04分」

「再開 午前11時18分」

△ 議案第2号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第2号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務課長（越口哲也君）

それでは、議案第2号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。まず、国、県より指摘のあった「わたり」の解消について、御説明申し上げます。職員給与において国がわたり制度があると判断される基準は、地方公共団体が国の役職の給料格付を超過して上位に格付をしている場合であります。本市への指摘事項としては、国が行政職給料表第一表の4級に格付している係長級に相当する職を、本市は、4級及び5級に格付しているため、国の基準では5級は課長補佐級の職であるとしていることから、5級に在職する係長級の職につきまして、国の基準を上回る格付がなされていると指摘されているところでございます。そこで、今回5級に在職するグループ長、係長等及び主任の職員について、4級の号給に引下げを行うものでございます。なお、この引下げは平成26年4月1日に行うものとし、現在の給料額は保障することとしております。次に、「55歳以上職員の昇給停止時期」について、御説明申し上げます。現在、同級生間において、毎年1月1日が昇給基準となっているため、1月2日から4月1日生まれの職員は、1月1日の昇給時期に昇給しておりましたが、4月2日から1月1日生まれの職員は昇給しておりませんでした。そこで、今回、このような同級生間の不均衡を解消するため、昇給基準日を「55歳に達した職員の当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給」に改正するものであります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

わたりの解消ということで今回、市職員の給与の条例改正になるわけですが、今回のわたりの解

消で、どれぐらいの給与の影響といたしますか、金額で言ったときにどれぐらいの影響があったのか。それと、その対象となった人員がどの程度いらっしやったのか、お示しいただけますか。

○総務課長（越口哲也君）

4月1日の切替時におきましては、現給を保障しますので、直接的な影響は4月1日現在ではございません。ただし、その後、その職員が昇給・昇格しないまま4級で定年まで迎えるとしますと、今後5年間の削減額が約2,400万円になろうかというふうに試算をいたしております。それと、その降格させる職員につきましては、今のところ98名ということで試算を致しております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、この間努力をされてきたと思うんですが、いわゆる1市6町が合併して、一つの霧島市となったわけで、以前の1市6町の給与形態というのが、似たり寄ったりのところもあれば、若干安かったり、若干高かったりという部分もあったんですが、この解消等についてはどのようにこれまでなってきたのか、その辺の議論というのはどうだったのかお聴きします。

○総務課長（越口哲也君）

旧1市6町間の給与の格差というのは、やはりどうしてもございましたので、それにつきましては一定の基準を設けてまして、是正を続けております。おおむね均衡は保たれつつあると思えますけれども、今回の1月1日昇給時におきましても、若干遅れのある分につきましては、更に是正を行ったところでございまして、概ねこの辺で是正は終了したのかなというふうには思っているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

4級の号給に引下げを行う98名の係長、主任の内訳を教えてください。

○総務課長（越口哲也君）

係長級が19名でございます。そして、残りの79名が主任等でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時26分」

「再開 午前11時29分」

△ 議案第7号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第7号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

議案第7号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。溝辺地区で実施しているケーブルテレビインターネットの通信速度を増速するとともに、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることに伴い、各種使用料等を改定する必要があるため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、溝辺総合支所長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

議案第7号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。議案は10・11ページ、新旧対照表は16・17ページでございます。また、本日の委

員会資料としてお配りいたしました別紙資料を御覧ください。今回の改正の内容につきましては、インターネットの通信速度1メガを5メガに、5メガを10メガに増速しようとするものです。また、消費税率及び地方消費税率が改められることに伴い、加入工事負担金、基本使用料、インターネット及びデジタル視聴の使用料につきまして改定するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（有村隆志君）

インターネットの使用の部分で、1メガをなくして今回、5メガになっていますが、新たに機器の購入があったのか、お知らせください。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

今回の増速に伴う機器の増設、新たに購入する物はなくて、今の既存の機器のままで増速をすることができます。

○委員（前川原正人君）

今回、議案第7号で、消費税の増税分と増速の改定、速くするというで改定をするわけですが、消費税の増税分が大体3%、1.03を乗じた金額になっていると思うんですが、先ほどの議論の中で、人件費だったり物件費だったり、一概に1.03を乗じないんだということになっていましたけれども、消費税分のあくまでも1.03を乗じた額ということで、そのまま乗じたということで理解してよろしいでしょうか。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

溝辺で実施しておりますケーブルテレビ事業のテレビ視聴、そういった使用料につきましては、国分・隼人地区で南九州ケーブルテレビネット株式会社さんが実施していらっしゃる分の使用料と同じ金額ということで、これまでもしております。今回の改定につきましても、同じように南九州ケーブルテレビネット株式会社が消費税分を改定ということでお聞きしましたので、それに合致する形でこちらでも今回改定をしようとするものでございます。

○委員（前川原正人君）

参考までにお聴きをしておきたいと思うんですが、加入件数等は今、どういう状況なのかお知らせいただけますか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

加入件数とか契約件数について御報告をさせていただきます。基本使用料につきましては、一般住宅が、2月1日現在の数字になりますけれども1,672件が対象になって、今回の改正に伴って影響を受ける世帯になります。そのほかに集合住宅が24棟、あと病院・福祉施設等が42事業所。続きまして、インターネットと多チャンネル、これは契約数になるんですけども総体で890件の契約数になっていますので、この契約数に対して今回の改正の影響を受けるというふうになります。

○委員（前川原正人君）

最後のインターネットの契約数がということなんですか。890世帯という、そういうことですかね。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

890件の契約数に関しては、インターネットと多チャンネルを含めた数字になっておりまして、インターネットのみですと521件、多チャンネル（デジタル視聴）で369件になっております。

○委員（前川原正人君）

その分は、先ほど最初おっしゃった1,672件の中の詳細がこうだよという、そういうことですか。それとも個別にということですか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

一般住宅1,672件、それと集合住宅、病院・福祉事業所、この中にインターネットを契約されている方、多チャンネル契約されている方が含まれるということになりますので、簡単に言えば内数に

なります。インターネットと多チャンネルは。

○委員（塩井川幸生君）

料金を取るようになってから、やめられた方は何件くらいありましたか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

平成23年10月に有料化になったんですけれども、有料化に伴って621件の方が脱退というかケーブルテレビを辞められて、無料のときは加入率が98%あったんですけれども、今は77.7%になっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

今のこの621件のうちに、インターネットをやめられた方は何人くらいいらっしゃいますか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

インターネットをやめられた方というのが、1番契約数が多かったのが平成23年度で574件あったんですけれども、今年の2月1日現在で521件に減っております。これは、要因というのが有料化というのも一つあったと思うんですけど、私たちが考えているものでは、この23年度付近にNTTの光によるインターネットサービスが、溝辺の麓地区及び崎森地区で開始されたということと、あとスマートフォンでインターネットができるようになった関係で、その辺の要因があってインターネットの契約というのは減っているんじゃないかというふうに分析しております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前11時42分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。溝辺地域振興課から発言の申出がありましたので、発言を許可します。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

先ほど前川原委員のほうから御質疑のあった影響を受ける件数なんですけど、一般住宅局が1,672、集合住宅24棟、病院事業所等が42ということで、この内数の中にこの890が含まれているという説明をしましたが、これを訂正させていただいて、この内数に含まれているのはインターネットの521件のみでして、多チャンネルを契約されている方は、この基本料というのが課金されませんので、インターネットのみの内数となります。申し訳ありませんでした。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時43分」

「再開 午前11時45分」

△ 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に

ついて審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明を申し上げます。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、宮川内・稲荷地区の住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長が御説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

それでは、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の詳細について、御説明を申し上げます。この議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に基づき、溝辺町竹子字外松（ほかまつ）「宮川内・稲荷辺地」において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものでございます。はじめに、「辺地」とは、同法第2条の規定にある地域で、かつ、所定の要件を満たすものことで、同地では、公共的施設を整備するに当たり、議会の議決を経て「辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画」、いわゆる「総合整備計画」を定めることで、それに基づく公共的施設を整備する際、元利償還金の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を起債することが可能になります。それでは、計画の内容について、簡潔に御説明を申し上げます。議案第14号の「別紙」総合整備計画書を御覧ください。「1. 辺地の概況」、「2. 公共的施設の整備を必要とする事情」につきましては、ここに記載してあるとおりになりますので、説明は省略させていただきます。「3. 公共的施設の整備計画」を御覧ください。今回の総合整備計画では、「宮川内・稲荷」辺地内にある1路線の市道整備を計画いたしております。内容につきましては、平成26年度から平成29年度までの4年間において、市道新香線の改良舗装工事等を行うこととし、総事業費で5,000万円を見込んでいます。以上で、説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

この市道の新香線の現状はどういう実態でしょうか。幅員とか延長とかの概要を教えてください。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

延長は380mありまして、幅員は3 mから4 mの幅員を持っております。

○委員（阿多己清君）

これを改良後はどのようにするのか、中身を教えてください。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

今回の改良につきましては、特に側溝がない部分の道路がありまして、その部分におきまして山林からの水が流れてきて、住民の方が使いにくいということがありましたので、今回住民の生活の利便性の向上のために最低限の工事といたしまして、320mの側溝入れを行います。それに合わせまして、先ほど幅員が3 mから4 mという形で御説明させていただきましたので、退避所のほうを4か所ほど設けさせてもらいまして、車の離合場所を造っていきたいというふうを考えております。

○委員（平原志保君）

住民の方が通られると思うんですけども、歩道なんかもちちゃんと整備されるのでしょうか。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

すみません。ちょっとその前に、先ほど私は新香線の全長を380mと言いましたけれども、990mの間違いでしたので、訂正をお願いいたします。今、議員のほうから御指摘のあった歩道につま

しては、新香線は歩道を造るという形でなく、山間部の道路でありますので、車の通行が主でありますことから、歩道までの設置は考えていない状況です。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

辺地の場合は辺地債ということで、いわゆる財政需要額に算入されるということで、有利な起債ということになるわけですが、これは参考までにお聴きをしますが、補助率そして充当率はどういうふうになりますか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

辺地対策事業債の内容でございますが、充当率は原則100%と。それで、後年度の元利償還金の80%を普通交付税で措置をするという有利な起債でございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、実際は辺地債そのものが80%補助という理解でよろしいわけですね。

○企画政策課長（山口昌樹君）

普通交付税で80%を後年度に元利償還を措置されますので、あとの20%が一般財源ということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

議案資料の23ページのL=380mが990mということでもいいですね。

○企画政策G長（永山正一郎君）

総延長は、先ほど申し上げましたとおり990mですが、今回の事業対象部分は380mということで、320mとあと退避所の整備の所を足して380mということです。

○委員（松元 深君）

この23ページの退避所整備、L=20、W=5.0mですが、ここまでの改良舗装工事等の議論はなかったのかお伺いします。

○道路整備第2G長（別當正浩君）

現地も何回か踏査させていただきまして、今、市全体の道路整備の状況を考えて、今回におきましては、地域住民の利便性の向上及び生活の安定化を図るということでの最低限の必要な措置を早急に行うということで、今回の延長及び場所を決めさせていただいた経緯がございます。

○委員（松元 深君）

分かりました。それでは、これが不自由を感じたら、もしかしたら延長もじきに考えられる可能性があるのか、確認しておきます。

○道路整備第2G長（別當正浩君）

ほかの地区からも、かなり道路整備の要望というのは出ております。ですので、ほかの地区との整備状況の兼ね合いも考えながら、あと、そこを使っている方々が、もちろんどのぐらいの方が利用されているかということなども、市全体の辺地地区の状況を考えて、今後また検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほど企画政策課長のほうから、元利償還金の80%が後年度において地方交付税、財政需要額に算入されるということで、実質80%というふうにおっしゃったわけですが、以前は辺地債のほうか90か95だった記憶があるんですが、そういうことではなかったんですか。辺地債と過疎債をちよつとごっちゃにしている部分があると思うんですが、その辺の説明をお願いできますか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

まず、辺地対策事業債の充当率につきましては100%のままで、後年度に元利償還金を普通交付税で80%を見ると。あと、過疎対策事業債のことが出ましたので、過疎対策事業債につきましては、充当率は原則100%で、後年度の元利償還金の70%を普通交付税で措置をされるという制度でございます。

○委員（松元 深君）

側溝布設の320mに関してですが、大雨の時に山からすごい水が出てくる地域であります。そこ辺の改良についても重ねて行われるのか、確認をしておきます。

○道路整備第2G長（別當正浩君）

今回の320mでの改良というのは、側溝を布設するというのが改良の一番の目的であります。この側溝を入れることによりまして、山水の解消になっていくものというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後0時01分」

「再開 午後1時00分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案に係る自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、議案第3号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第4号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第11号について、意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第11号、いじめ問題対策委員会の設置条例の制定についてですが、いじめ問題にどう行政が取り組んでいくのかというのは確かに大きい、重たいものがあると思います。ただ問題は、対策だけではなくて、それを受け止める側の施策というのにも必要になってくると思います。例えば、霧島市が今、いわゆる教育支援センターを国分と隼人の二つを設置しているわけですがけれども、やはりこの充実も一方では進めて、もっと充実させていく必要があるのではないかとこのように考えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第31号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第2号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第14号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第7号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案に係る自由討議を終わります。

**△ 陳情第7号 場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書 及び
陳情第9号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について を一括**

○委員長（池田綱雄君）

それでは、ただいまより継続審査となっております陳情審査に入ります。まず陳情第7号、場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書及び陳情第9号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書については、関連がありますので一括して審査します。これよりこの陳情2件に係る自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（池田 守君）

この2件については、同様の陳情が改選前の議会でも出されておりましたし、今回もそれを踏まえて審査いたしましたので、もうここで結論を出したらと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（阿多己清君）

私も同様の意見なんですけれども、これまで開催された委員会の記録を見ても、また先般、私どもが行った委員会の結果を見ても、宮内地区自治公民館をはじめとする館長さん、副館長さん方が出されている陳情でもあるんですけれども、34自治会がこのポートピアには反対しているというようなのは確認が取れているんですけれども、全体の8割近い方々だと思いますけれども、それらのことを受けて、館長さんや副館長さんが出されたものと理解をしているところです。それぞれ館長や副館長は、交通渋滞等がかなり懸念されるという部分も言われておりましたけれども、何ができてもこの問題はあることであって、一番はやはりあの施設があつた場所にとつてはちょっと懸念はされることです。それで、地区が二分されている状況も聞きますので、こちらでしっかりと私どもも判断すべきかなと思っておりますので、今日結論に導いていただければと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第7号及び陳情第9号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後1時06分」

「再開 午後1時09分」

△ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について審査します。これよりこの陳情に係る自由討議を行います。意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情第8号もずっと継続審査が、改選前からずっと続いておりますので、現在日本の福島原発事故における様々な大きな問題、いわゆる汚染水が流れ出たりとか、数十万にも及ぶ避難者生活の人たちとか、現実こういう被害といいますか大きな社会問題ともなっておりますし、そのことをこの霧島市、いわゆるこの九州管内で当てはめたときに、すぐ近くに川内原発があるというのは、電気がどうこうという前に、市民・県民の命に関わる問題ですので、ここらではっきりと結論を出したほうがいいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（池田 守君）

この陳情の表題を見る限り、拙速なことでは理解できる面もあるんですけども、審査の過程で陳情者がおっしゃったのは、拙速などは言うだけけれども、実際は再稼働を認めないのが強いというようニュアンスでありましたので、今地元の薩摩川内市のほうでも継続審査ということになっておりますし、国のほうも今、原子力規制委員会のほうで調査中でありますので、もう少し様子を見て継続してほしいと思います。

○委員（池田 守君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号に係る自由討議を終わります。

△ 議案第2号霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号に順に行います。まず、議案第2号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第3号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第3号、霧島市手数料条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第3号、霧島市手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加を致したいと思います。今回、手数料の条例改正ということで、大きな問題点として、国策いわゆる消費税の転嫁ということで、今回の条例提案となった背景があると思います。一般会計に手数料という

のは反映をし、連動するべきものでありますけれども、この消費税法の中で、「課税標準に対する消費税額を控除することができる消費税を同額とみなす」という法律があるわけですが、これは結果的には納税額が発生しないということになっておりまして、今回の手数料条例にはそのことが反映をされておらず、消費税が増税されるということで、本議案に消費税増税分が上乗せをされているということで反対をしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第4号 霧島市立学校事業量等に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加をします。まず、この議案の背景には、それまでは授業料は無償であったものが、政権交代によりまして授業料を有償とすると。ただし、公立・私立を問わず、本市の場合は国分中央高校を持っているわけですが、世帯の世帯年収910万円は両親と子供二人で標準世帯のモデルになりますが、その場合、市町村民税課税が所得割額が30万4,200円と、それ以上の家庭には支給支援、支給の対象外となり、授業料が必要となります。本来であれば、学ぶことは日本の教育制度という点からも授業料を徴収するのではなくて、今までのとおり経済的に影響がある・ないにかかわらず授業料というのは徴収をすべきではないという立場から、本案には反対をするものであります。

○委員長（池田綱雄君）

賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第7号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第7号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第11号 霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第11号、霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第31号 霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第31号、霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第31号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第31号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第7号 場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第7号、場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りいたします。御意見はありませんか。先ほど採決、結論を出すべきだという意見が自由討議でありましたが、皆さん採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第7号については原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。陳情第7号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第7号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第9号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第9号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。先ほどの自由討議で、結論を出すべきということがございました。皆さん採決で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第9号に対しまして、賛成の立場から討論に参加を致したいと思えます。これもこれまで長い期間といえますか、改選前から議論になっていた陳情でございますけれども、これまでの審査の中で明らかになったことは、サテライトみぞべが平成17年の最大値で54億7,200万円、これが24年度現在で17億9,400万円と激減をしている状況であります。それともう一点は、これまでの資料の中でも明らかになりましたとおり、この地域は区画整理事業をやるということで、一部それに影響といえますか関連をする部分もありますけれども、やはりそういう今後のまちづくり、今後のまちの在り方というのを考えますと、なじまない施設ではないのかなと。それとも1点は、先日でしたがあの周辺を見てみましましたときに、今後の在り方として、まちづくりという点から見ても、やはりなじまないのではないかという、そういうふうを受け止めているわけでありまして。それと、青少

年の育成や地域への影響とか問題はないという賛成者と業者さんの話ではございましたけれども、一番問題なのはその場所に子供は行かなくても、そこに親が行くことによるその家庭内での子供への影響というのが懸念されることから、今回のこの陳情第9号は十分に説得力のあるものであるということを申し述べて、私の賛成討論と致します

○委員長（池田綱雄君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。陳情第9号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、陳情第9号は、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。先ほど継続、さらには結論を出すべきという両方の意見が出ました。ここでお諮りをいたします。採決すべきという方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、起立少数です。したがって、陳情第8号は、継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（松元 深君）

議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、公共的施設の整備計画を今後進めるわけですが、十分地域住民の意見も聞きながら計画を進めていただきたいということを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第11号、霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について、霧島市いじめ防止基本方針（案）ということで、3月7日までパブリックコメントということでやることになっているわけですが、先ほど自由討議の中でも申し上げたんですが、どこでいじめ問題が発生しているのかということを判断するというのは相当難しいと思うんですね。ですから、その状況把握も十分に学校及び教育委員会そして保護者、関係する各団体等と相当協議というか、掘り下げていかなければ、どこで線を引くのかというのは大変難しいと思います。それと同時に、いじめ問題が発生をする前の手立て、そして発生した後のケア、ここも十分に精査といいますか、議論をしていかないと、いじめをする側・受けた側のくいちがいといいますか、差が出てくると思いますので、防止基本方針

(案)を否定するわけではないですが、その善後策というのを十分検討・研究すべきだということを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査については、項目を総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について、選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について及び教育行政についてとし、議長に提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉会 午後1時31分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池田綱雄